

令和7年度 第2回 池田市子ども・子育て会議 議事録（要約）

日 時：令和8年3月23日（月）午後2時～午後4時

場 所：池田市役所 3階 議会会議室

出席者：市長、委員14名、事務局21名

傍聴者：3名

1. 開 会

市長挨拶

令和7年度第2回となります子ども・子育て会議にご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては平素より本市児童福祉行政において多大なるご尽力を賜りましてありがとうございます。

エネルギー価格や食料品価格の高騰等により、市民生活に大きな影響を及ぼしており、とりわけ子育て世帯の負担が増していると認識しております。行政としても必要な支援を着実に講じていかなければならないと感じているところでございます。そのため本市では、学校給食費の無償化の継続や上下水道基本料金の減免をはじめ、プレミアム付デジタル商品券の発行や若者世代への支援など、負担軽減・生活支援に取り組んでまいります。

また、「子ども・子育て支援の充実」に関しましては、池田市こども計画に基づき、「こどもみんな社会」の実現に向けて、子どもの声を聴く機会を作ってまいります。

こうした取組を進めながら、時代の流れに応じた施策を検討し、「笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐみんなが大好きなまち」の実現に向けて、子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりを推進してまいります。

引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 内 容

1) 委員長及び副委員長の選任について

委員の互選により、委員長は大方委員に、副委員長は中川委員に決定しました。

2) 特定教育・保育施設の確認等について

《事務局説明》

- ・「友星幼稚園」が令和8年4月より利用定員130名で子ども・子育て支援新制度に移行します。
- ・「宣真認定こども園」が令和8年4月より1号認定定員を180名から137名に、2号認定定員を73名から90名に、3号認定定員を27名から53名に変更します。
- ・「室町幼稚園」が令和8年4月より1号認定定員を90名から75名に変更します。

《質疑応答》

Q. 宣真認定こども園の定員が大幅に変わった理由は。

A. 園から実際の入所人数に合わせて利用定員変更の申請があったものになります。

3) 乳児等通園支援事業の認可変更及び特定乳児等通園支援事業の確認について

《事務局説明》

- ・「こどもキャッスルそうさん保育園」が令和8年4月より2歳児の定員を2名から1名に変更します。この変更は、保育に必要な面積を確保するため、こども誰でも通園制度の面積を減少させる必要があり、定員を減少させるものです。
- ・「こどもキャッスルそうさん保育園」が令和8年4月より給付制度に移行します。

《質疑応答》

Q. 当該施設以外でこども誰でも通園制度を実施している施設はあるのか。また、これまでの利用状況は。

A. 当該施設以外で実施している施設はありません。また、現在までに1名の登録がありましたが、まだ実際の利用はありません。

Q. 池田市として特色ある支援策を検討しているのか。

A. 公立施設での実施の様子をみて、対応を検討していきます。

Q. 今後池田市として親御さんたちがよく分かっていて、気軽に子どもを預けられる、そんな制度に変わって行って欲しいなと思う。

A. 4月から本格的な制度としてスタートしますので、広報誌や健診時にお配りするパンフレット等で周知を図っていきます。

Q. 2歳児1名という枠の中で、こども誰でも通園制度を利用できる子どもは何人になるのか。

A. 2歳児1名の枠というのは、1カ月のうち22日間、1日8時間、どの時間をとっても1人利用されているという意味になりますので、時間数にすれば一定の量の枠を確保いただいているということでご理解いただきたい。

《意見》

- ・お母さんたちがしゃべりたいとかちょっと預かって欲しいとか思うのが1歳とか0歳とかそういう時期かと思ったりもするので、またそういう時期も考えていただけたらと思う。
- ・保護者が見ているのはSNSが多かったりするので、そういったものを活用して、保護者を助けて欲しいなと思う。
- ・事業実施者の立場としては、今この制度を最優先にしなければ池田市の子育てなかなか大変だよねというような認識にまではまだ至ってなくて、ただ、今後必要になってくる制度であることも確かかなという状況で様子見をしている。
- ・特定の施策が、子育てをする家庭にとって本当に優先すべきかどうかというのは、いろいろな

意見を聞きながら考えるとともに、後での検証というのが必要になると思う。

4) 物価高対応子育て応援手当について

《事務局説明》

本手当は、令和7年11月に閣議決定された総合経済対策により、所得制限なく0歳から高校3年生までの子どもに1人当たり2万円を支給するものです。令和7年12月の補正予算成立後、速やかに支給準備を進め、令和8年2月には、児童手当を受給している世帯に対し、申請不要のプッシュ型支給を実施しました。

児童手当を受給していない公務員については申請が必要となるため、0歳から高校3年生までの子どもがいるすべての世帯に案内を発送しました。引き続き、市ホームページや広報紙での周知を行い、物価高の影響を受ける子育て世帯を支援してまいります。

《質疑応答》

Q. 支給措置の発送後に支給予定者が減っているが、受給拒否をした方がいたのか。

A. 受給拒否ではなく、郵送物戻りがあったためです。今回の制度上、通知が本人に届かない限りは支給できないことになっており、その分が減っているものです。

《意見》

- ・物価高の支援についてはできるだけ多くの市民に届けることが大事だと思う。また、給食無償化など、そういったことを少なくとも1年ぐらいいは、各家庭の負担が減るようなことが、併せてであると安心していいのかなと思う。
- ・支給だけではなくて、社会保障の負担とかが、本当に減って欲しいなと思う。
- ・以前あったエンゼル補助金が廃止されるなど、多子世帯に対する補助が年々減っていることが気になっている。

5) 古江保育所・やまばと学園について

《事務局説明》

○古江保育所の改修工事について

古江保育所の現在の建物は昭和50年に竣工し、法定耐用年数は47年ですが、改修工事によりその年数を超えて使用するものです。改修内容としては、外壁のクラック修理、屋上の防水工事、法定点検で指摘されている箇所の改修、空調機の一部交換、使用していない設備の撤去になります。

○やまばと学園の移転候補地の変更について

これまで細河地域を移転候補地として検討を進めていましたが、令和7年9月に移転候補地を、旧敬老会館跡地である多世代交流施設の北側敷地に変更しました。移転場所の変更理由としては、新たに実施している相談支援事業や地域の民間療育事業所との連携、医療的支援の実施な

どを今後想定したときに、市街地でアクセスの良い場所でないと求められている役割を果たしていくことが難しいと判断したためです。

《意見》

- ・障がいのある子どもや家族への支援は、早期から切れ目なく提供される体制が重要であり、関係部署の連携強化と、相談しやすい環境づくりを引き続き進めていただきたい。

6) 条例の一部改正について

《事務局説明》

○池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について

池田市立児童発達支援センター（やまばと学園）は、これまで児童発達支援と保育所等訪問支援を実施していましたが、令和7年10月より新たに相談支援を始めています。条例改正の理由は、令和6年4月の児童福祉法改正に伴い、やまばと学園が地域の障がい児支援の中核的な役割を果たすことが求められるようになったためです。この役割には、地域の発達支援に関する入口としての相談機能が明記されており、その役割を果たすべく条例改正を行いました。

○池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

児童福祉法の改正に伴い、虐待の要件を定める条の番号が変更されたことに対応するとともに、国家戦略特別区域限定保育士制度の廃止と地域限定保育士制度の創設に伴う条例改正になります。

○池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対して健康診断を実施することが求められますが、母子保健法に定める健康診査が相当すると認められる場合、健康診断の一部または全部を行わないことができるとするものです。

○池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

離島やへき地の保育サービスで実施する一般型乳児等通園支援事業は、設備及び職員基準を適用しないことができるとするものです。

○池田市保育所等認可等審議会条例の一部改正について

児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待があった際に、市が通報を受け、必要な措置を講じた後、児童福祉審議会等に報告することが定められたため、保育所等認可等審議会の所掌事項に追加したものです。

7) 子どもの意見聴取について

《事務局説明》

児童の権利に関する条約では、「意見の尊重」が重要な考え方の一つとして示されており、令和5年に制定された「こども基本法」においても、子どもの意見を施策に反映するための措置を

講ずることが規定されています。本市においても子どもの意見聴取機会の創出を進めており、聴いた意見がどのように扱われたのかをフィードバックする過程も大切にしています。

今年度は、市長が市立小学校・義務教育学校10校を訪問し、5年生もしくは6年生を対象に「遊び場・自然」「公園」「地域イベント」「給食」について子どもの声を聴く機会を設けました。聴取した意見は関係部署に共有し、市政への反映を検討し、その結果をフィードバックしました。当日は意見を言いやすくなる環境づくりのための工夫をし、積極的な意見表明がありました。また、大阪大学の皆様から助言を受けた他、意見の分析も行っていただきました。

聴取した意見は、遊具や給食の献立など当事者ならではの意見をはじめ、大人と子どもの行動範囲の違いによる意見、既存の取り組みの周知不足など、多様な意見がありました。フィードバックについては、児童・生徒のタブレット端末に配布したスライド形式の資料と、関係部署の担当者が出演するビデオメッセージを作成しました。今年度の取組については、広報いけだ2月号や市ホームページに掲載し、市民に周知を図りました。

来年度も継続して子ども・若者の意見聴取の場を設けていきます。

《意見》

- ・子どもたちは、言ったらちゃんと聞いてくれて、それを実現しなくても考えてくれるんだってというような経験を何回も経験してもらおうと、10年後、池田市の子どもは他の地域と違うというようなことに繋がるかもしれないので、意識して取り組んでいただけると嬉しい。
- ・このような会議で随時、継続で参加してもらえる若者がいてもいいなと思う。
- ・子どもの意見を聴いたときに、役所で検討して、こういう意見があったんだよということを、子どもの耳に返してもらえたらありがたいなと思う。
- ・子どもから意見を聞いて、それで市がいろいろと実施してくれるのも良いが、子どもたちが自分たちでもイベントを企画してするとか、そういう企画があっても面白いなと思う。
- ・子どもの声を聴いた後のフィードバックを大事にしていきたい。

8) 組織改正について

令和8年度より行政需要の複雑化・多様化に対応し、限られた人員のもとで持続可能な市政運営を実現するため、部の廃止や課の統合など現行の7部41課体制を6部35課体制へ見直しを行う組織改正を実施します。

子ども分野に関する主な改正点として、子ども・健康部においては、名称を「こども未来部」と改めるほか、子ども・若者政策課と子育て支援課を統合して「こども政策課」を設置し、子ども未来課の名称を「こども家庭課」に改めます。

また、福祉部においては、名称を「健康福祉部」に改めるほか、子ども・健康部の健康増進課および休日急病診療所を移管し、地域支援課・国保・年金課・保険医療課の業務の一部、および休日急病診療所の業務を健康増進課に移管します。

《質疑応答》

Q. 組織改正により職員の人数が減少することはないという認識でよろしいか。

A. 効率化できたことにより減らすことはあり得ますが、統合したから職員を減らすということはありません。

Q. 子ども未来課がこども家庭課になることで場所の移転はあるのか。

A. 場所は保健福祉総合センターのまま変更ありません。

Q. 健康増進課の定期予防接種業務や休日急病診療所の小児医療など、子どもに関する業務も健康福祉部へ移管するのか。

A. 子どもの定期予防接種についても小児医療についても健康福祉部へ移管します。

《意見》

- ・必要なことではあると思うが、そんなに頻繁にはない方が、住民は助かるのではないかと思う。
- ・組織改正で部や課の名前があまりに頻繁に変更すると、市役所を事務局としている団体ではリーフレット等の印刷物などで困ることが出てくるということも考えながら、慎重に進めて欲しい。

9) 令和8年度予算(案)概要について

①子どもの権利推進事業

令和7年3月に策定した「池田市こども計画」に基づき、こどもまんなか社会実現に向け、子ども・若者の意見聴取機会の創出と市民への普及・啓発を行うことで子どもの権利の推進を図る「子どもの権利推進事業」を実施します。

実施内容としては、児童施設等に委託し、ワークショップの開催や、子どもの権利の普及・啓発を行います。

②ファミリー・サポート・センター運営事業の拡充

本事業では、会員間での児童の預かりや送迎に対して補助を行うことで、会員数の増加と相互援助活動の促進を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進します。

実施内容としては、依頼会員の利用料金を800円から500円に引き下げ、援助会員の活動報酬を800円から1,000円に引き上げます。その差額分500円を市が補助します。

③5歳児健康診査・フォロー事業

5歳児健康診査は、こども未来戦略方針に基づき、乳幼児健診の実施率向上を目指して実施します。年6回の集団健診を予定し、令和8年度の対象は750名を想定しています。

また、フォロー事業は、心理職・保育士・保健士をスタッフとして、子どもの成長発達と関わり、就学前1年の過ごし方について講義を行い、相談に対応する予定です。

《質疑応答》

Q. 5歳児健診で支援が必要だと言われたときに小学校での加配の申請は間に合うのか。

A. 5歳児健診は年中クラスの児童を対象にしていますので、支援が必要となった場合には就学前相談に間に合うようにしています。

Q. 5歳児健診で支援が必要となった場合には必ず就学前相談につなげていただけるのか。

A. 保護者の意向もありますが、必要な方には教育委員会と連携して、就学前相談を案内します。

《意見》

- ファミリーサポートセンターについて、ワンコインで気楽に子どもをちょっとみてもらうという体制ができたというのはすごく良かったし、1,000円に活動報酬が引き上げられたというのも良かったと思う。
- 3歳半健診が終わった後は就学前健診まで健診がないとなると、小学校へ行く前に加配や療育などの相談をしても良いのかなという風に思ってるままで小学校が始まってしまっていたので、5歳児健診を挟んでいただけたら、非常にありがたい方が多いのではないかなと思う。
- 発達支援については、未就学児までで終わるのではなく、小学校、中学校に向けて発達のフォロー、ケアも含めて手厚くしていただきたい。